令和4年第2回(3月)佐渡市議会定例会会議録(第6号)

令和4年3月18日(金曜日)

議事日程(第6号)

令和4年3月18日(金)午後1時30分開議

- 第 1 発言の取消し
- 第 2 (総務文教常任委員会付託案件)

議案第2号から議案第6号まで、議案第14号、議案第26号、議案第33号から議案第36号まで

(市民厚生常任委員会付託案件)

議案第7号から議案第12号まで、議案第27号から議案第29号まで、議案第31号、議案第32号、議案第37号、請願第1号

(産業建設常任委員会付託案件)

議案第13号、議案第30号、議案第38号、議案第39号、令和3年陳情第8号、陳情第1 号

- 第 3 議会改革等特別委員会の最終報告
- 第 4 発議案第2号
- 第 5 発議案第3号
- 第 6 発議案第4号
- 第 7 発議案第5号
- 第 8 議案第40号
- 第 9 議案第41号
- 第10 議案第42号
- 第11 議案第43号
- 第12 議案第44号
- 第13 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(21名)

1番	平	田	和 オ	1 龍	君	2番	山	本	健	$\vec{=}$	君
3番	· 林		純	→	君	4番	佐	· 藤	ν	定	君
5番	中	JII	健	\equiv	君	6番	後	藤	勇	典	君
7番	北			啓	君	8番	室	岡	啓	史	君
9番	広	瀬	大	海	君	10番	上	杉	育	子	君

11番	稲	辺	茂	樹	君	12番	山	田	伸	之	君
13番	荒	井	眞	理	君	14番	駒	形	信	雄	君
15番	山	本		卓	君	16番	金	田	淳	_	君
17番	中	村	良	夫	君	18番	中][[直	美	君
19番	近	藤	和	義	君	20番	坂	下	善	英	君
21番	佐	藤		孝	君						

欠席議員(なし)

																				_
地方自治法第121条の規定により出席した者																				
	市		長	渡		辺	竜		Ŧi.	君		副	市 -	長	伊	貝	秀	: -	_	君
	教	育	長	新	発	田			靖	君			政策		日	坂		1	<u>'</u>	君
	会計(兼課	管理会長	者 計 :)	左		京	理	恵	子	君		総 ・ 管 事務	課養員	長挙会)	中	JII		<u>.</u>	宏	君
	防災課	を管	財 長	伊		藤			修	君		企 画	〕課:	長	猪	股	雄		司	君
	財政	女 課	長	平		山	栄		祐	君		市民課	生生	活長	磯	部	俥	ì	<u></u> 上 口	君
	医療課	夏 対	策長	金		子			聡	君		社 会 課	· 福 i	祉 長	知	本	政	<u> </u>	钊	君
	子ど 課	も若	者長	市		橋	法		子	君		高 虧課	分福 ā	祉 長	吉]1[ŀ	明	君
	環境課	竟対	策長	粕		谷	直		毅	君		世 界推 進	遺課	産 長	下	谷		í	散	君
	地類課	战 振	興長	岩		﨑	洋		昭	君		移 住推 進	交	流長	渡	邉			哉	君
	交通課	通政	策 長	+		二	毅		志	君		農 材 課	*水点	産長	本	間	賢	<u> </u>	郎	君
	農業課	美政	策 長	中		JII	克		典	君		観 光課	法振り	興 長	中][[裕	: <u>:</u>	<u></u>	君
	建設	设課	長	清		水	正		人	君		教 育 課	総	務 長	坂	田	和		三	君
	学 杉 課	炎 教	育長	森			和		人	君		社 会 課	· 教 ·	育長	市	橋	秀	: <u>}</u>	紀	君
	消	防	長	羽	$\vec{=}$	生	正		博	君		両 津 管 理	生病 [皇部:	院 長	伊	藤	浩	-	<u></u>	君
	監査	至委局	員 長	斉		藤	昌		彦	君		農業事 務	委員: 5 局 :	会長	斎	藤		1	修	君
	税 稍	务 課	長佐	中		JII	雅		史	君		上下課長	水油	道佐	夏	井	利	[⊒	君

事務局職員出席者

 事務局長
 山
 本
 雅
 明
 君
 事務局次長
 齋
 藤
 壮
 一
 君

 議事調査係
 数
 馬
 慎
 司
 君
 議事調査係
 余
 湖
 巳和寿
 君

午後 1時30分 開議

○議長(佐藤 孝君) ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告

○議長(佐藤 孝君) ここで、議会運営委員長より報告を求められておりますので、これを許します。 議会運営委員長、稲辺茂樹君。

〔議会運営委員長 稲辺茂樹君登壇〕

○議会運営委員長(稲辺茂樹君) 本日の議事について1点報告します。

3月8日の中川直美議員の一般質問における発言に関し、本人より発言の一部を取り消したいとの申出がありましたので、昨日議会運営委員会を開催し、協議した結果、発言を取り消すことを了承しました。よって、この報告が終わり次第、発言の取消しについてお諮りいたします。よろしくお願い申し上げます。

報告は以上です。

○議長(佐藤 孝君) これで議会運営委員長の報告を終わります。

日程第1 発言の取消し

○議長(佐藤 孝君) 日程第1、発言の取消しを議題といたします。

中川直美君より3月8日の本会議における一般質問について、会議規則第65条の規定により、発言の一部を取り消したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。お手元に配付したとおり、発言の取消しの件を許可することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤 孝君) 異議なしと認めます。

よって、この発言の取消しの件を許可することに決定いたしました。(当該箇所266頁の下線部)

日程第2 (総務文教常任委員会付託案件)

議案第2号から議案第6号まで、議案第14号、議案第26号、議案第33号から議案第36号まで

(市民厚生常任委員会付託案件)

議案第7号から議案第12号まで、議案第27号から議案第29号まで、

議案第31号、議案第32号、議案第37号、請願第1号

(産業建設常任委員会付託案件)

議案第13号、議案第30号、議案第38号、議案第39号、令和3年陳 情第8号、陳情第1号

○議長(佐藤 孝君) 日程第2、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。 まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。 総務文教常任委員長、金田淳一君。

〔総務文教常任委員長 金田淳一君登壇〕

○総務文教常任委員長(金田淳一君) 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告 します。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度佐渡市一般会計補正予算(第14号)について)。本案は、歳入歳出にそれぞれ8億694万2,000円を追加する補正予算を専決処分したことについて議会に報告し、承認を求めるものです。主な内容は、令和4年1月21日から新潟県全域を対象にまん延防止等重点措置が適用されたことに伴う飲食店等への営業時間の短縮等の要請に協力した事業者へ感染症拡大防止協力金の給付に要する経費等を増額計上するものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第3号 佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国が推進する妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和、その他所要の措置を規定するため、佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第4号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、職員が起こした 窃盗事件及び職務怠慢による事務の不適正処理による不祥事を受けて、市長にあっては4月分の給料月額 から10分の2、副市長にあっては4月分の給料月額から10分の1をそれぞれ減額するため、条例を制定す るものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第5号 佐渡市教育長の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、教育委員会職員による公金官物処理不適正等の非違行為を受けて、本年4月分の教育長の給料月額を佐渡市教育長の給与に関する条例に規定する額から10分の1を減額するため、条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第6号 佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、消防団員の処遇改善を図るため、総務省消防庁において非常勤消防団員の報酬等の基準が策定されたことに伴い、災害等の出動手当を出動報酬とすること、並びに所要の規定の整備を行うため、佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第14号 佐渡市辺地総合整備計画(令和4年度~令和6年度)の策定について。本案は、現行の佐渡市辺地総合整備計画の期間終了に伴い、新たに令和4年度から令和6年度までの佐渡市辺地総合整備計画を策定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第26号 令和4年度佐渡市一般会計予算について。本案は、令和4年度佐渡市一般会計予算を定めるもので、その歳入歳出予算の総額は453億6,000万円と、前年度当初予算と比較して1億8,000万円、率にして0.4%の減となるものであります。本予算は、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しつつ、財源確保の徹底や歳出の見直しを行った一方、老朽化に伴う公共施設等の維持管理及び更新並びに地域医療

の確保など喫緊の課題に対応するとともに、新たな総合計画を踏まえ、重点施策として掲げる事業を集中 的に取り組むものとなっております。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、各常任委員会で付した意見は次のとおりであります。

- 意見。1、総務文教常任委員会。(1)、総括的指摘事項。令和4年度は、SDGs未来都市への挑戦、脱炭素社会の推進、世界遺産登録への準備や、航空路問題など重要課題を抱える年度と思料する。そして、人口減少への取組や高齢者福祉対策、医療体制の維持、改善なども引き続きの懸案事項である。それらの解決に向けて、4月からは組織改編と民間外部人材活用を実行し取り組むこととなるが、部長を中心とした庁議や部内外での情報共有の徹底及び政策協議を担当する総合政策課とそれを実行する所管課が機能的に連動する取組を継続的に実行されたい。
- (2)、地域づくりの拠点について。地域づくりの拠点となる支所、行政サービスセンターを活用した 組織体制の2年目を迎える。地域づくり課が新設され、地域コミュニティ交付金も創設される。担当課と 支所、行政サービスセンター及び市政事務嘱託員も含めて緊密に連携をしながら、持続可能な地域づくり の機運醸成に努めること。
- (3)、総務課。①、地域活性化起業人(企業人材派遣制度)の活用による外部人材の受入れについて。 外部人材活用の目的は、企業で培われた専門性や人材の活用により、デジタルや広報及び観光戦略などの 課題解決を進めるものである。その受入れに当たっては、地域活性化起業人制度実施要項と派遣元民間企 業との協定書に基づき実施されるが、その着実な履行と受入れ人材周辺の勤務環境を整え、職員の人材育 成も図ること。また、受入れ先企業との適正な距離を確保し、公正な行政運営とすることを求める。
- ②、デジタル推進事業について。本市全体のデジタル化推進は喫緊の課題である。しかし、その課題解決に向けた取組においては、個人情報漏えい防止の徹底と高齢者が多い本市の実情を考慮し、不便を来す結果とならぬよう細心の注意を払うこと。そして、離島のモデルとなるべく佐渡版DX(デジタルトランスフォーメーション)を確実に推進することを強く求める。
- ③、総務一般経費(新型コロナ対策)。タブレットを先行的に導入している県内他市等の事例を研究し、 十分に議論の上、実施すること。
- ④、保育士、看護師等の処遇改善について。直近の補正予算で指摘したが、国の実施する公的部門における処遇改善事業は、看護、介護、保育、幼児教育など社会機能維持者(エッセンシャルワーカー)の処遇改善を推進するための事業である。本市においては、放課後児童支援員のうち、会計年度任用職員の資格取得者は一部しか対象となっていない。今後は、趣旨を尊重し、介護福祉分野等においても処遇改善について真摯に検討されたい。
- (4)、企画課。①、企画費について。SDGs、ゼロカーボンアイランド、脱炭素社会など多様な政策課題を抱える企画部門は、壮大な理想と現実との整合性に戸惑いやすいと思料する。足元の問題点を見つめながら、着実な前進と目標達成に取り組まれたい。政策を立案する部署は組織の要であるが、人員に対して業務量が過大であるため、必要な人員配置に努めること。また、再生可能エネルギー導入や公共施設分析などの業務委託については、その成果品を有効に活用し、政策効果を上げることを求める。
- ②、庁舎建設について。合併特例債の活用期限が迫る中、コロナ禍やウクライナ情勢などの影響により、 工期遅れや建設費の増高が危惧される。現庁舎の改修工事も含めて確実な施工完了に向けた取組を進めら

れたい。

- ③、地方創生推進交付金の使途について。新年度から新たに佐渡版MaaS、移住定住、地域づくりの 3事業がスタートするが、財源不足により従来の予算事業を当てはめたものも多いと思料する。各担当課 においては、固定的な考えを改め、柔軟な発想により目的を達成するような努力を求める。
- ④、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業について。本市の地域社会を維持、推進するための 事業を実行するに当たり、国、県、市で費用を分担するわけであるが、県の負担を長崎県などの他県並み に引き上げるよう県との調整を十分に行うこと。
- (5)、防災管財課。指定管理者制度について。令和4年度は、9施設において指定管理者の再選定が 予定されている。趣旨にのっとった指定管理者制度が着実に遂行されることを強く求める。
- (6)、学校教育課。①、放課後児童クラブについて。多くの児童が放課後児童クラブに参加できていない状況がある。放課後児童クラブ、放課後子ども教室、コミュニティ・スクールの連携により、放課後における児童の居場所を確保されたい。
- ②、給食費補助事業について。新年度から新規事業の一つとして、学校給食で使用する飯米60トンのうち10トンを無農薬、無化学肥料栽培米が提供される予定である。子供たちに対する食の安全、安心及び無農薬米への理解を深める食育の好機として努められたい。
- ③、児童援助事業及び生徒援助事業について。学校休業時の授業について、家庭環境によりリモート授業を受けられない児童・生徒がいたことが審査において明らかになった。そのような視点からも、就学援助の算定の中に国が定めているオンライン学習通信費を算入する必要があると思料する。また、子供の貧困問題も取り沙汰されて久しい社会情勢を考慮し、必要とする世帯への援助拡充を検討すること。
- ④、スクール・サポート・スタッフ支援事業及び教育支援体制整備費等について。子供の学力向上及び 教員の負担軽減のために、学習支援員やスクール・サポート・スタッフ等の人材確保について県へ求める とともに、市独自としてもさらなる充実した体制を構築することを求める。
- ⑤、学校図書費について。学校図書費については、新年度から第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」が開始され、国が交付税措置するにもかかわらず市としての計画がないことは遺憾である。教育の充実の観点から、学校図書関連予算について十分に検討すること。
- (7)、社会教育課。コロナ禍での社会教育、生涯学習について。コロナ禍で社会教育をはじめとする活動が制限されている現状がある。子供から高齢者まで生き生きとした生活をするため、市営施設などの利用料の減免等の対策を講じられたい。
- 2、産業建設常任委員会。(1)、地域振興課。①、2款総務費、1項総務管理費、7目企画費、佐渡ふるさと島づくり寄附金事業について。世界遺産へ推薦された現在の機会を逃さず、世界遺産推進課等と協力し、多くの方から佐渡を応援してもらえるようなPRに取り組むこと。
- ②、2款総務費、1項総務管理費、14目支所及び行政サービスセンター費、支所・行政サービスセンター拠点化事業(地域コミュニティづくり)について。地域コミュニティ交付金については、支所、行政サービスセンターを拠点として、地域内での困り事等に交付金を交付する事業であるが、具体的な制度設計が示されていない。今後は、支所、行政サービスセンターと十分に協議の上、事業を実施すること。
 - ③、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、販売網DX化事業について。従来から行っている販売

網構築委託料については、具体的な数値目標を設定した上で事業者へ委託すること。

- (2)、農林水産課。6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費、水産振興事業について。 佐渡産水産物等学校給食支援事業により、佐渡産水産物の地産地消率を向上させるとともに、水産加工業 の振興を図ること。
- (3)、観光振興課。7款商工費、1項商工費、4目観光費、観光振興対策事業について。観光PRについては、広報戦略室と連携し取り組まれたい。また、世界遺産への推薦を契機に、より一層積極的な誘客に取り組むこと。

議案第33号 令和4年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について、議案第34号 令和4年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について、議案第35号 令和4年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について、議案第36号 令和4年度佐渡市真野財産区特別会計予算について、以上4議案は令和4年度における各財産区の特別会計予算を定めるもので、その予算規模はそれぞれ次のとおりであります。五十里財産区19万円、二宮財産区336万8,000円、新畑野財産区357万6,000円、真野財産区336万8,000円。主な内容は、管理会費や造林事業費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。以上です。

○議長(佐藤 孝君) 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第26号 令和4年度佐渡市一般会計予算についてに関する討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番(中川直美君) それでは、令和4年度の一般会計予算について、間違えないでいただきたい、賛成 討論を行います。

1年前も言いましたが、黙って賛成するわけにはいかないということで、賛成討論をあえて行うものであります。令和4年度は、長引くコロナ禍で地域経済や各家庭、自営業など深刻な重大事態での下での新年度の予算であります。こういった状況ですから、市民に寄り添い、市民と共に暮らしや営業を守り、どう発展させていくことができるのか、このことが重要であります。今国は年金を下げる、物価がどんどん上がっているから5,000円配るなんていう話が出ていますが、本当に深刻な状況になっているということをまず指摘をしておきたいと思います。この深刻な状況の中で、さらには、国保でも介護でも障害者の問題でももともと深刻な状況にもかかわらずこの状況でありますから、社会的弱者や貧困に追いやられている方々にどう向き合うのかも鋭く問われなければならない、このように思います。この視点からいえば、佐渡市の予算がこういったものにしっかり対応しているのかどうなのか、このことが大きく問われると思うわけであります。さらには、突然起こったロシアのプーチンによるウクライナ侵攻、侵略戦争。とんでもない。核兵器の使用まで言及する。原発への攻撃まで起こるのではないか。人類の生存にさえ関わる平和の問題が大きく脅かされております。これは、地球のどこかで起こっているほかの国の問題ではなくて、この佐渡市民にとっても私は深刻な問題だ、そう捉えて政治の問題、平和の問題としても頑張っていかなければならないと思っております。

この新年度予算の点では、5点ほど短く指摘をして賛成討論にしたいと思います。今言った状況の中で

すから、執行部は頑張るのはもちろんですが、議会も執行部の予算案をよりよくする立場でしっかり補強 していく、このことが重要だということは言うまでもありません。先ほど総務文教常任委員長が佐渡市議 会でいうところの意見を読み上げられましたが、弱者の方々に対する社会保障の関係の意見はなかったと いうこと。佐渡市史上初めての出来事かなというふうに思っておりますが、それほどよかった予算なのだ ろうということを強く付け加えておきます。うなずく方もいますが、私にはちょっと中身は分かりません。 次に、2点目は佐渡市の置かれている状況、先ほど言いましたが、コロナの問題やいろいろな問題があ りますが、佐渡市的には大幅な医療の病床削減になる医療問題、コロナ禍の影響もありますが、佐渡汽船 の在り方が大きく転換した海上交通の問題。喫緊には飛行機の問題も大きな視点、問題となっています。 また、市民的にも活性化につながるのではないかというふうに期待もされている世界遺産問題など、大問 題ばかりがめじろ押しの年であります。このような状況下で、渡辺市政の3年目に入る予算であり、この 市政の姿勢と本気度が大きく問われるものと思います。先ほど述べました市民生活に係る部分などは、あ まりなかったのでありますが、来年度の評価すべき点でいえば、先ほどの委員長報告にもありましたが、 地域の疲弊問題に対する地域づくりで、支所等を中心にしながら地域の高齢化の問題、それ以外の様々な 問題に取り組んでいく、地域に寄り添って対応する姿勢、またそれに伴っての新しい地域コミュニティ交 付金の問題、今年度も好評だったコロナ禍対策であった快適な生活応援事業、これは今年度の実績を見て さらに幅広くやるということで3,000万円つけているというあたりは、軟水器があるからというわけであ りませんが、評価をしておきたいと思います。

さて、一般的によく褒める客ほど物を買わないということわざがございます。いいよ、いいよと言って 褒める客というのは、実は本当にその人のためのことを思っていないということで私のことを正当化する わけでありますが、来年度の予算も施政方針の中で市長は述べていますが、私の政策として掲げた6つの 柱を基本としてということで述べております。これが前提です。ちょっと持ってまいりましたが、これが 6つの柱です。一般質問でもやりましたが、第一は市民の声を市政に反映するということです。これは、 取りも直さず前市政で市民に説明もなく、一方的に議会で決めてくれとか、住民の声をしっかり聞かない のに予算を通してくれとか、私はこういったことに対する反省の上から生まれた第1の公約だというふう に思っているわけでございます。この後も議案とかいろいろな中で出てまいりますが、私が極めて危惧を したのは、法的には瑕疵がないから問題がないという言葉でございます。以前の職員の不祥事に基づいて、 職員コンプライアンスハンドブックというものがございます。この中にどのように書かれているかという と、コンプライアンスというのは法を守るだけではなくて当たり前なことを守るかどうか、このことが強 く書かれています。多分恐らく、間違いかもしれませんが、当時渡辺市長は総合政策課長で、あなたはこれをつくった立場ではなかったかなと私は思っております。

〔「長い」と呼ぶ者あり〕

○18番(中川直美君) 長いですか。そろそろ終わります。

その点では、極めて私は問題だと。今回、先ほど報酬減額もありましたが、倫理の問題とか、まず予算やトップがこういった問題はしっかりした立場に立つということを言っておきたいと思います。長いというやじも飛びましたので、前市政のところでよく言ったことだけを言っておきます。船場吉兆、老舗の高級料理店が16品目の食品を使い回したということで廃業になりました。これは、食品衛生法の違反、法令

違反は全くありません。なぜ廃業になったかというと、高級料理店としての倫理観が問われたのです。ですから、法的に瑕疵がないなどということでやるのではなくて、行政倫理が問われるということを強く申し述べておきたいと思います。

これで終わります。最後に1つ。今議会の前期、佐藤議長の下で議会はどうあるべきかということで、会津若松市の全国のトップランナーの議長からも来ていただいて、議会というのはチーム議会として意見をまとめて、立場の違いを超えて、意見をまとめて、執行部の案を少しでも市民のためによくするのが今の議会だということを多くの皆さんは学んだというふうに私は思っています。ぜひこれから、残り2年の後半戦に入るわけでありますが、議会が議会らしく、本当に執行部と立ち向かう、厳しいことも言う、このことが市政をよくしていく問題だということを強く述べて討論といたします。

○議長(佐藤 孝君) 以上で中川直美君の賛成討論は終わりました。

議案第26号についての討論を終結いたします。

これより議案第26号 令和4年度佐渡市一般会計予算についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤 孝君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第26号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤 孝君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、山田伸之君。

〔市民厚生常任委員長 山田伸之君登壇〕

○市民厚生常任委員長(山田伸之君) 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第141条の規定に 基づき報告します。

議案第7号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の改正に伴い、未就学児の均等割額を減額するほか、所要の改正を行うため、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第8号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、温泉等入 浴施設に関する新たな方針に基づき、地域住民の心身の保養及び憩いの場を提供するとともに、入浴を通 した健康づくり及び疾病予防や健康増進に資するため、令和5年4月1日に健康保養センターを再び設置 し、市が管理運営するために必要な条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべき ものとして決定しました。

議案第9号 佐渡市子どもが元気な佐渡が島(たからじま)条例の制定について。本案は、佐渡の子供たちが心身ともに健やかで夢と希望を持って成長できるよう、子供を支援するための基本理念を定め、子供の最善の利益の実現と未来の佐渡市を担う子供が健やかに成長できる島の実現を目指すため、条例を制定するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第10号 佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、放課後児童支援員の資格要件の緩和措置期間が令和4年3月31日をもって満了するが、引き続き緩和措置を継続するため、佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第11号 佐渡市認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新型コロナウイルスの感染症の影響により工期が延長したあいかわこども園について、令和4年4月1日から臨時的に別の施設で開園し、保育及び教育を行うため、佐渡市認定こども園条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第12号 佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和4年3月31日をもって佐渡市立相川病院の常勤医師が1名となることから、令和4年4月1日から佐渡市立相川病院を佐渡市立相川診療所にするほか、所要の改正を行うため、佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第27号 令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本案は、令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億2,700万円とするもので、前年度当初予算と比較して2,700万円、率にして0.5%の減となるものであります。主な内容は、適切な医療の提供を行うための保険給付費及び新潟県に納付する国民健康保険事業費納付金を計上するほか、被保険者の健康の保持、増進を図るための保健事業費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第28号 令和4年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本案は、令和4年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,510万円とするもので、前年度当初予算と比較して30万円、率にして0.04%の増となるものであります。主な内容は、事業の運営主体である新潟県後期高齢者医療広域連合への納付金に係る費用を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第29号 令和4年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本案は、令和4年度佐渡市介護保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億9,900万円とするもので、前年度当初予算と比較して2億7,450万円、率にして3%の減となるものであります。主な内容は、被保険者の状況、介護施設及び居宅サービスの利用者の動向を基として、介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的

支援事業及び任意事業に係る費用を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものと して決定しました。

議案第31号 令和4年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本案は、令和4年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,870万円とするもので、前年度当初予算と比較して550万円、率にして1.2%の減となるものであります。主な内容は、特別養護老人ホーム歌代の里への施設入所及び短期入所等の介護サービスに係る費用を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第32号 令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本案は、令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億960万円とするもので、前年度当初予算と比較して540万円、率にして0.9%の増となるものであります。主な内容は、介護老人保健施設すこやか両津への施設入所及び短期入所療養介護等の介護サービスに係る費用を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第37号 令和4年度佐渡市病院事業会計予算について。本案は、令和4年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的収支では収入の予定額を15億3,977万9,000円、支出の予定額を18億4,634万円とし、資本的収支では収入の予定額を2億9,349万9,000円、支出の予定額を2億4,387万円とするものであります。主な内容は、地域医療を確保するため経営の効率化に努め、経営の安定化を図るもののほか、新両津病院建設に係る事業費の総額を令和4年度から令和7年度までの継続費として計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第1号 老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める請願。本請願は、従前から年金支給額の減額改定が続き、マクロ経済スライドの調整率によって今後も基礎年金を減額する計画であることや消費税増税、医療関係保険料の負担増、コロナ禍での不況も相まって年金の削減が年金受給者の生活に深刻な影響を及ぼしていることから、高齢者も若者も安心して老後を暮らせるよう、老齢基礎年金等の支給額を改善することを求める意見書を政府に対し、提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成多数で採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長(佐藤 孝君) 以上で市民厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第8号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の制定についてに関する委員長質疑に入ります。

上杉育子さんの質疑を許します。

上杉育子さん。

○10番(上杉育子君) それでは、佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の制定について質疑させていただきます。

昨年6月に佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の廃止を議会も認めています。私は、 今回のこの条例は、廃止されて間もない条例を復活させるものと捉えています。今後のスケジュール案が 示されないまま条例が提案されており、何人かの議員が一般質問もされています。手順として少し問題が あるのではないかと思うのですが、委員会の意見等もついていません。委員会ではどのような審査がなさ れたのか、審査内容についてお聞かせ願います。

- ○議長(佐藤 孝君) 山田市民厚生常任委員長。
- ○市民厚生常任委員長(山田伸之君) それでは、上杉議員の質疑にお答えをさせていただきます。

先ほど御紹介がありましたとおり、まず入浴施設あり方検討会の最終報告書が提出されたのが2月14日で、その翌15日に当委員会に市としての入浴施設の今後の方針案が示されました。そのときは、スケジュールなど具体的な議論はこれからであるという認識でおりましたけれども、今定例会でこの議案が上程をされました。その大きな理由としまして説明があったのが、指定管理に仮に出すとして、その1年前には条例が必要だと。というのは、条例があることによって事業者に市の方向性を示しながらどのような形で指定管理ができるのか、指定管理の後、民間経営が可能なのかどうかも含めて議論する期間が必要である。市の指定管理者制度運用指針、こういうのがありまして、これに基づきますとやはり1年前には条例改正、その後審査基準等の審議、決定、公募、審査、業者の選定、業者との協議等を含めると、やはり一定の期間が必要となり、やはりこのタイミングで条例の制定が必要であるという説明でありました。

以上であります。

- ○議長(佐藤 孝君) 上杉育子さん。
- ○10番(上杉育子君) 今回の具体的な提案内容は、高齢者の多い島としての健康寿命日本一などの目的を達成するために、市の仕事でない普通財産の温泉施設を市の仕事とする行政財産として位置づけ、入浴施設あり方検討会の方向で1年後には3つの施設だけを健康保養センターに位置づけ、その業者を指定管理にするものであり、最終的には畑野地区の松泉閣と佐和田地区のビューさわたは市の施設で指定管理する方向ということで間違いがないのかお聞かせください。
- ○議長(佐藤 孝君) 山田市民厚生常任委員長。
- ○市民厚生常任委員長(山田伸之君) 今回指定管理ができるという条例の中身につきましては、先ほど言った畑野地区の松泉閣と佐和田地区のビューさわた、あと羽茂地区のクアテルメ佐渡、3施設であります。要するに業者のほうからもいろいろと聞き取り、声をいただいている中で、このままの状況ですとその3施設につきましてはもう経営ができない、ややもするとこの1年間、令和4年度いっぱいをもって温泉施設がなくなる可能性、危険性がある。佐渡市としましては、市民サービスを落としたくない、やはり健康寿命の延伸、市民サービスを維持するという観点から、入浴施設はやっぱり残さないといけないという中で、その3施設についてはやはり考え方として指定管理でやっていく方向がいいのではないか。残る新穂潟上温泉については、事業者等の聞き取りの中で自立してやっていけるというような声もいただいている中で、そういった方向性を打ち出したという説明でありました。

以上であります。

- ○議長(佐藤 孝君) 上杉育子さん。
- ○10番(上杉育子君) 最後になりますが、健康寿命対策の一環として考えると、市の施設でないところ、 例えば金井温泉や相川の温泉など民間も含めて考えざるを得ないと思いますが、その辺はどうなるのかお 聞かせください。今回を機に、この間いろいろと温泉のことに対してもめてきたこともありますが、温泉 全体の在り方を議会として整理すべきと思いますが、そのようなことは議論になったのかどうかお聞かせください。

- ○議長(佐藤 孝君) 山田市民厚生常任委員長。
- ○市民厚生常任委員長(山田伸之君) 特段金井とか相川というピンポイントで絞った形の審査は行っておりません。ただ、温泉全体の在り方等については、あくまでも令和5年4月1日から3年間指定管理に出すと、その3年間の中でまさに今後の温泉の在り方というものをどうしていくかの議論をしていきたい、そのための指定管理の3年間にしたいという説明でありました。

以上であります。

- ○議長(佐藤 孝君) 次に、佐藤定君の質疑を許します。 佐藤定君。
- ○4番(佐藤 定君) それでは、議案第8号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の制定についての委員長質疑を始めます。

まず、2月14日、佐渡市入浴施設あり方検討会より佐渡市の入浴施設のあり方に関する報告がなされました。報告に基づき方針が決定され、2月15日に市民厚生常任委員会に報告していますが、答申から方針決定まで1日しか時間がない中で方針が決定されています。経過について、どのように審査されたかお答えください。

次に、各温泉施設との無償貸付契約は令和5年3月末ですが、令和5年4月1日施行の条例を今回提案 することについてどのように審査されたかお答えください。

3番目に新穂潟上温泉を指定管理から除外した方針について、どのように審査されたかお答えください。

- ○議長(佐藤 孝君) 山田市民厚生常任委員長。
- ○市民厚生常任委員長(山田伸之君) それでは、お答えをいたします。

2月14日に入浴施設あり方検討会の最終報告書が提出をされ、翌15日当委員会におきまして説明会がありましたが、そこは基本的に議案の審査というところではないので、なぜそこでというところは具体的には審査はしておりません。あくまでも今回議案が上程をされた、それの中身についての審査は行いました。先ほどの上杉議員の答弁とほぼかぶる形になるのですけれども、なぜ1年前にこの条例が上程されたのかにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、この1年前に条例があることによりまして、市の方向性を業者に示しながらどのような形で指定管理ができるのか、指定管理の後、民間経営が可能かどうかも含めてやはり議論する期間が必要であるということと、やはりその市の指定管理制度運用指針に基づきまして様々な手続が必要になってきます。先ほど申し上げたとおりでございます。そういった様々な手続をするには、やはり一定の期間がどうしても必要になるということで今定例会に条例案が上程されたということであります。

あと新穂潟上温泉がなぜ除外されているのかにつきましては、まず市の方針としましては、基本的に公募により民間経営ができるものは民間でするというところがございます。その上で、新穂潟上温泉につきましては今経営が何とか自立できるというところの中で、新穂潟上温泉は除外したという説明がありました。

以上であります。

- ○議長(佐藤 孝君) 佐藤定君。
- ○4番(佐藤 定君) では、質疑を続けますが、最初のところで佐渡市の入浴施設の在り方に関する報告

が導き出された各種の実績や比較検討項目などについて、委員会としてどの程度検討されたかお答えくだ さい。

- ○議長(佐藤 孝君) 山田市民厚生常任委員長。
- ○市民厚生常任委員長(山田伸之君) お答えいたします。

入浴施設あり方検討会の答申の中身についての詳しい審査は行っておりません。あくまで私どもが審査 したのは、それによって導き出された市の方針という部分で審査は行っております。

- ○議長(佐藤 孝君) 佐藤定君。
- ○4番(佐藤 定君) それでは、各施設との調整なども必要だということで今回出ておりますが、今回この条例を再考して、再度調整した後に提案しても問題ないのではないでしょうか。
- ○議長(佐藤 孝君) 山田市民厚生常任委員長。
- ○市民厚生常任委員長(山田伸之君) 先ほど御説明したとおり、やはり一定の期間が必要であるというと ころで説明を受け、その延ばすとかいうところの審査は行っておりません。
- ○議長(佐藤 孝君) 以上で議案第8号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第8号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の制定についてに関する討論に入ります。

佐藤定君の反対討論を許します。

佐藤定君。

〔4番 佐藤 定君登壇〕

○4番(佐藤 定君) それでは、無会派、佐藤定です。第8号議案 佐渡市健康保養センターの設置及び 管理に関する条例の制定について反対討論を行います。

令和4年2月14日に佐渡市入浴施設のあり方に関する報告が佐渡市入浴施設あり方検討会より佐渡市に報告されました。そして、翌2月15日には市民厚生常任委員会に検討会の報告説明と佐渡市の入浴施設についての佐渡市の方針が示されました。新たな市の方針は、従来の方針を見直し、大きなくくりとして、市が入浴施設を市民の健康増進のために積極的に利用する、運営する施設を絞り込んだ上で指定管理により運営する、施設の運営資金は指定管理料を交付し、各施設で健康に資する活動を行うことの柱となっております。また、施設の絞り込みでは、新穂潟上温泉と畑野温泉松泉閣のどちらか一方の運営継続が望ましいとし、畑野温泉松泉閣を運営継続し、新穂潟上温泉を民間譲渡による運営としました。また、クアテルメ佐渡については指定管理による運営を1回(3年)としました。しかし、入浴施設に関しては、過去には市民による署名運動なども起きた経過もあり、唐突にこのような方針転換が2月14日の入浴施設あり方検討会報告が市に提出された翌2月15日に市民厚生常任委員会に方針が示されたことは結論ありきで、あまりにも拙速で、執行部内でどのように検討されたかいささか疑問であります。

また、2月15日の市民厚生常任委員会の質疑の中では、今後市民の意見を聞いたり、市民厚生常任委員会での検討が必要であることが市民厚生常任委員会での共通の認識だと思います。しかし、市民の意見を聞いたり、市民厚生常任委員会での検討や手続もしないうちに本定例会でいきなり条例の形で提案されたことは、議会軽視と言われても仕方ありません。

次に、市が市民の健康増進に入浴施設を活用することは、健康維持や介護予防の観点から大切なことで

あり、国民健康保険や介護保険の観点からも重要です。ただし、新穂潟上温泉を指定管理から除外することは、安定した施設運営の観点から納得できません。市民の健康増進の活用のためには、新穂潟上温泉も指定管理にすべきです。渡辺市長は、常々市民の意見を大切にする市政運営を標榜されてきたはずです。市民に寄り添った市政運営の観点から、佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の制定について反対します。議員皆様の賛同をお願いし、私の反対討論を終わります。

○議長(佐藤 孝君) 以上で佐藤定君の反対討論は終わりました。

議案第8号についての討論を終結いたします。

これより議案第8号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤 孝君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 佐渡市子どもが元気な佐渡が島(たからじま)条例の制定についてに関する委員長 質疑に入ります。

金田淳一君の質疑を許します。

金田淳一君。

○16番(金田淳一君) それでは、子どもが元気な佐渡が島(たからじま)条例について質疑をいたします。 最初に、条例制定に係る経緯について伺います。この条例を策定する政策的判断については、いつの時 点で下されていたのか。それから、経緯と今定例会での提案となった理由について説明をいただきたいと 思います。条例では、保護者、市民と学校、事業者及び市に対して責務を課していますが、保護者や市民、 学校関係者や事業所関係者などからの意見聴取等は行っているのかを説明いただきたいと思います。

次に、委員会の冒頭で副市長から説明があったと伺っておりますが、どういう内容であったのか説明を 求めます。

次に、条例には予算措置を行う政策条例というものと理想な形を追い求める理念条例というのがあるということを知りましたが、少子化とか子育て家庭支援などを標榜している私どもの佐渡市で今回は理念条例という形になった、その理由についてどういうことだったのか説明をお願いします。

それから、条例の内容に入りますが、条例の前文について、この条例策定に向けての必要性や役割などを表す大事な部分であるというふうに私は考えていますが、本定例会での委員会審査の中でその条例の前文についてはどのような質疑が行われ、議論があったのか説明をいただきたいと思います。

最後になりますが、条例施行規則第2条と第3条において、本体の条例の第2条の定義というところで示されてはいない地域とか地域社会とかいう言葉が出ております。これをどういうふうに理解するのか。 私実際にその条例施行規則、条例の中においてちょっとどういうふうに考えればいいのかなというふうに思ったものですから、そのことについては何か皆様方で説明を受けていたのか、その辺について説明を求 めたいと思います。

- ○議長(佐藤 孝君) 山田市民厚生常任委員長。
- ○市民厚生常任委員長(山田伸之君) それでは、金田議員の質疑にお答えします。

まず、1番目につきましては、まず執行部からの説明としまして、今年度実施をしております出生祝金、あと多子世帯出産成長祝金、この制度を進める中で様々な方から多くの意見をいただいていること、そして市長が今行っております子育て世帯のタウンミーティング等々の中でいろいろな声、子供たちを地域全体でやっぱり守っていくというルールが市の中で必要だということを内部で議論を進めてきたと、そういう積み上げている部分が1つ。それを基に内部で議論して素案をつくりましたと。その素案について、市の子ども・子育て支援会議、これ17名で構成される会議があるのですが、そこの委員に意見聴取を行い、出てきた意見につきまして反映させるものは反映をさせ、あと教育委員会にも諮ったとかいうことも説明の中でありましたが、佐渡市総合計画、この策定に合わせて佐渡市総合計画を策定した後に、それに基づくという形で今回会議の中で上程をしようという話になり、今回上程するに至ったということでございます。この会議のメンバーですが、子育て中の親であったり、子育て支援の活動者、あと小学校長会の副会長、県の保育士会佐渡支部長等々、学校関係者、事業所関係者と保護者、市民という形で含まれているという説明でありました。当委員会の部分につきましては、今回条例が出てきて、こういった条例が出るということを初めて知ったということでございます。

委員会審査冒頭で副市長から説明があった内容についてでございますが、審査に入る前に副市長自ら説明をさせていただきたいという要請があり、発言がございました。全部を申し上げるわけにいかないのですが、ポイントとしましては今回の条例案にはいろいろな意見を反映させて精いっぱい心を込めたもので内容を吟味したつもりでありますと。ただ、そうはいってもパブリックコメントをすべきであったと言われれば、我々が取った選択が必ずしもベストではなかったかもしれない、その辺りは慎重にパブリックコメントを実施するなり、そうした配慮が必要だったと反省をしているところでありますと。改めてこういった経緯になったことについては反省をしていますが、しっかりとしたものをつくり上げたということで審査をしていただきたいという話がございました。

3番目、理念条例とした理由につきましては、執行部からは理念条例について、まず権利条例、これは 国できちんと定めている部分、児童憲章等々で子どもの権利というものが定められている。そういったこ ともあり、佐渡市の条例としてつくるのであれば、地域の見守りや保護者等々、地域の方々、それぞれの 役割みたいなものを定めていくことが佐渡市の条例としては必要で、適切だろうという観点から今回理念 条例という形で上程をしたという説明がありました。

4番目、条例の前文についての議論の内容ということなのですが、委員の中から佐渡独自の特色や課題についてどのように考えたのかという質疑がありました。それについて執行部からは、当初、その前文に多くの論点、観点をたくさん盛り込んでいたのですけれども、やはり理念条例としては分かりやすくコンパクトにすべきであるという議論があって、そういった議論の中で今回はこのような形の前文になったという説明がありました。

5番目の地域、地域社会という言葉なのですけれども、施行規則のところまでの審査は当委員会では行っておりません。

以上であります。

- ○議長(佐藤 孝君) 金田淳一君。
- ○16番(金田淳一君) それでは、2回目の質疑をさせていただきます。

大体のところは求める質疑に対して回答いただきまして、ありがとうございます。3番目のところの条例の理念条例と政策条例ということ、私この質疑をするときにちょっと勉強したのですけれども、予算措置を伴う政策条例というのは、要するに条例としてつくれば、執行部はそれに対して予算措置をしなければならないので、より踏み込んだ条例だというふうに勉強しました。多くのところは理念条例にとどまっているのですが、私たち佐渡市は既にかなりの少子化、それから子育てに悩んでいる方が多いという事情も踏まえますと、昨年佐渡市は第3子の方に特別な支援をしたというふうな、既に予算措置等をしている自治体ですから、もう一歩踏み込んだ条例策定もあってもよかったのではないかなと私は考えたのですが、そこのところは委員会では執行部からこうですというふうに説明があり、それに対して委員会として、いや、そうではないのだよ、もっとこうするべきだというふうな議論はなかったのか、説明いただけますか。

- ○議長(佐藤 孝君) 山田市民厚生常任委員長。
- ○市民厚生常任委員長(山田伸之君) お答えいたします。

先ほど指摘があった点につきましては、当委員会としてそれ以上踏み込んだ審査、議論はありませんで した。

以上であります。

○議長(佐藤 孝君) 以上で議案第9号に関する委員長質疑を終結いたします。

ここで換気のため、15分間休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長(佐藤 孝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第9号 佐渡市子どもが元気な佐渡が島(たからじま)条例の制定についてに関する討論に入ります。

荒井眞理さんの反対討論を許します。

〔13番 荒井眞理君登壇〕

○13番(荒井眞理君) 無会派の荒井眞理です。佐渡市子どもが元気な佐渡が島(たからじま)条例の制定 に反対の討論をいたします。

佐渡市の子供たちは年々減り、子供たちの元気な声が聞こえない寂しい島になっています。今年度の出生数は、とうとう200名に至らないところまで来ました。ですから、寂しい子育てと不安の中で子育てをしているこの時代にこの子供たちをみんなで育てよう、子供たちに生きていることの大きな喜びを味わってもらおう、この佐渡に生まれてよかったな、佐渡の人が好きだ、佐渡の暮らしは楽しいなと思いながら一人一人がその子らしい生き方をできるように私たちは関わっていきたい、この島はそうでありたいと、私はそう願います。

さて、市民厚生常任委員会がこの条例の審査に入るとき、突然伊貝副市長が委員会室に入ってこられま

した。そして、おわびとお願いとして、手続面で常任委員会への説明不足があったこと、また手続の不足 としてパブリックコメントもしていませんと、はっきり2つの非を認めました。普通は、この後に来るお 願いなら、だからこの議案を取下げさせてくださいと来ると私は思いました。ところが、二度とこういう ことがないようにします、審査に入ってくださいと言われました。この時代に一番しわ寄せの行っている 子育てをする人たちに関わるこの条例、一般市民はおろか子育ての当事者である親の意見は聞いていない、 置き去りですが、これでいいですと言われているように聞こえました。この類いの約束は、既に子ども若 者課からは何度もほごにされています。佐和田学童クラブの移転のときも、議会に何の相談もなく、当初 予算もなく、いきなり9月議会の直前に新築したいという議案が出てきました。保護者は何と言っている のですかと審査のときに聞きましたら、これから聞きますと。当事者の親を置き去りにしているのは今回 限りではありません。では、財源はどうするのですか、もっと有利な補助金があるのではないでしょうか。 調べたけれども、ありません。私ども市民厚生常任委員会は、子供たちのことだから委員会ではこれはも う仕方ない、もう意見をつけて通そうということで意見をつけて通しましたが、後から原案を変え、当委 員会で紹介した補助金で、現在使っているもっとよい学童クラブの整備ができました。昨年の3月議会に は、3人目の子供の18歳までの祝金300万円の議案が出ました。このときも議会からは、生まれてくる子 供への公平なお祝いを実現してほしいということですったもんだしまして、議案に意見をつけられた挙げ 句、時間をかけてようやく落ちがつきました。子ども若者課の議案には、本当に大切なことに対して誠実 さと丁寧さが大事だと、いつもはらはらさせられています。ですから、今回もまたかと思いました。

今回の条例案はどのようなものかといいますと、理念条例という市の方針を示されたところまでは、大 ざっぱな方向性が書かれていることにとどまっています。しかし、理念条例といいつつ、条例の施行規則 案には保護者の責務、市民の責務、学校の責務、業者の責務、そして市の責務がそれぞれはっきりと掲げ られています。つまり佐渡に住む人でこの規則に書かれている責務と関係のない人は誰もいないのです。 中でも保護者の責務は基本であり、最も大きい責務です。私は、委員会の中で、障害のある親が子育てす るときこの責務は負い切れないのではないか、それならば市がその責務の中でどのように支援をするかを うたうべきではないのかと質疑しました。答弁はこうでした。1件のことを取り上げてここには載せませ ん。いえ、これは障害のある親御さんはみんなそうですと。今発達障害のお子さんたちが非常に増えてい ます。でも、みんな子供を産む権利は持っています。子育てしたいです。だから、1件のことではなく、 障害のある親御さんたち全員のことを私は考えてほしかったです。そうしましたら、答弁は、障害があっ てもなくても子育ては大変ですということでした。そして、もし必要があれば変更しますと言われました。 けれども、ここで変更しますとは言いませんでした。必要がないから今回は変更しないと聞こえます。誰 かが取り残されても仕方がない条例ですと言っているのに等しいです。問題は、親だけではありません。 全市民の責務をうたいながら、市民に対して意見聴取をしていません。ここが問題です。私は、電話やメ ールやブログ、またフェイスブックで今このような条例の案が上程されているということを市民に呼びか けました。それに対して、市民の皆さんは私の想定以上に多く意見を寄せられました。本当に驚きました が、この責務への市民の反応は非常にはっきりしていました。多くの意見を大ざっぱにまとめて言えば、 これが条例化されてしまうと親として子育てがつらくなる、親は苦しむという訴えと憤りの意見でした。 委員会で伊貝副市長も市橋子ども若者課長も、あるいは渡辺市長も市民の意見を多く反映させてつくった

と説明をされましたが、本当にそうだったのでしょうか。そのように副市長も市橋子ども若者課長も委員 会では説明をされました。例えばこの条例を手本にしなさいと新米の親に示したら、そのとおりにできな いと感じて苦しんでしまう人もいるという現実があることを忘れないでほしいという訴え。まず、市が親 に伸び伸びと子育てできる環境をつくるほうが先ではないのかという声。子供のための条例といいながら、 これは何一つ当事者の目線でできていません。こんなことでは保護者も子供もつらくてつらくて潰れてし まいます。パブリックコメントは、きちんと取るべきだと思います。条例を制定しようとしたことはすば らしいと思います。親が子供に一番やってはいけないことは、自分の考えを子供に押しつけることです。 しかし、まさにこの条例は市から親への押しつけです。世の中には問題のある親もいますが、皆悩み、つ らい思いをしながら頑張っています。保護者の責務などとわざわざ条例で定め、追い詰めるような発想は 違うと思います。市民のほうを向いておらず、当事者が置き去りです。この条例によって誰が得するのか 分かりません。他の市の条例を調べていないのではないでしょうか。新潟市の子ども条例はパブリックコ メントも求められ、そして本当にいいものになっています。保護者の責務より保護者への支援のほうが現 在の子育てには重要なテーマではないでしょうか。家族への包括的な支援、親のいない子供への措置、貧 困への支援などが必要なのではないでしょうか。責務という言葉は非常に強くて重いです。そのとおりに できないということへの不安やストレスを増加しかねない。これらの言葉が様々な形で寄せられています。 市長が果たしてこれらの意見を聞いてこの条例規則をよしとしているのか疑問に思いませんか。条例を制 定してからこれらの意見を反映させるのがあるべき手順なのでしょうか。佐渡市の子ども・子育て支援会 議には、この条例は諮られたということでした。私は、会議でも開いたのかと思いましたら、そうではな くてここに17名の方のお名前がありますが、この方々にこの条例の案をお送りして意見を求めたというこ とのようです。

- ○議長(佐藤 孝君) 簡潔にお願いします。
- ○13番(荒井眞理君) そして、17名の中から7名の方のみ意見が寄せられました。半数にもなっていません。残り10名の意見は分かりません。子育ての当事者が意見を寄せたのかどうかも分かりません。このように、大事な子育て条例にもかかわらず誰がつくったかも分からず、誰も議論をせず、市民の意見は7名を除いて全員が蚊帳の外で、この条例によって保護者も市民全員も責務を果たすのでしょうか。この条例は、副市長が市民厚生常任委員会に来てパブリックコメントが不足していましたと言われたとおり、やはりパブリックコメントを取り、市民が議論をし、そして本当にこの条例を私たち佐渡市の法律としてみんなで守っていきましょうと一致できるものをつくって、そして私たちはこの条例を可とするものではないでしょうか。市民一人一人の責務をもう一度よく考えて、この条例は急ぎません。今は反対し、パブリックコメントをきちんと取って、その意見を反映させ、みんなで本当にこの条例を守りましょうというものにつくり変えられるよう、この定例議会では反対をして私たちの条例をつくるようにいたしましょう。

これで私の反対討論を終わります。

○議長(佐藤 孝君) 以上で荒井眞理さんの反対討論は終わりました。

次に、金田淳一君の賛成討論を許します。

金田淳一君。

〔16番 金田淳一君登壇〕

○16番(金田淳一君) 佐渡市子どもが元気な佐渡が島(たからじま)条例について、賛成討論を行います。 2人の反対討論に挟まれてちょっとやりにくいのですけれども、頑張ってやりたいと思います。

私は、まずこの佐渡市子どもが元気な佐渡が島(たからじま)条例、名前がすばらしいと思っております。これは、離島である佐渡市の特色を表した、いいネーミングだなというふうに考えております。条例制定というものは、時の理事者の都合でつくってはならないというふうに考えております。その地域に必要不可欠な取組についてしっかりと条例化し、その自治体としての約束を持続的に進めるために作成するのが本旨であると理解しております。残念ですが、我が佐渡市は人口減少に苦しんでおります。そして、その保護者の皆さんは育児ですとか保育ですとか御自身のお仕事、あるいは家事などの負担に悩み、本来であれば楽しいはずの我が子の子育てもなかなか苦しんでいるというふうになっている状況ではないかと思います。ですから、そういう環境を少しでも改善するために、佐渡市民全体で子育てを応援しようと、そういう宣言に近いものではないかと私は理解をしています。そして、渡辺市長は昨年第3子への給付金支援などの政策を打ち出しておりますし、今回の提案は佐渡市総合計画にも適合しております。佐渡市の課題に対応した条例であると評価をしたいと思います。その考えから、私は今回の条例案に賛成の立場を取るものであります。

さて、先ほどの委員長質疑において明らかになりました。先ほどの同僚議員の討論にも少し出ておりましたけれども、少しこの条例策定に向けた手順が不足していたところがあったようです。先ほど委員長の説明では、佐渡市子ども・子育て支援会議の皆さんから意見を募ったというふうな説明がありましたが、条例の第4条では市民等は何かということで私先ほど質疑しましたけれども、やはり個人の市民、あるいは地域、地域社会、その協力もいただきたいというふうなことが載っております。その方々への説明とか意見募集は、残念ながらされなかったのだろう。それから、事業所、要するに保護者の方々がお勤めになっている事業所の関係者からの意見聴取は、残念ながらされていなかったのだなということが分かりました。そういうこともやはり必要ではあったのだろうというふうに思います。そこのところをやはりこれからはしっかりとしなければならないのではないかというふうに、丁寧な対応が必要なのだろうというふうに思います。

さて、先ほど同僚議員から新潟市の例が示されましたけれども、新潟市の例については私も調べました。 昨年12月に議員発議により全会一致で可決されたのが新潟市の条例です。この例を調べますと、平成29年 から議員連盟ができまして、ワーキンググループによる意見交換が始まりました。令和3年3月から議会 内で条例検討会というのが設置されて議論が始められ、素案を作成。8月に子ども・子育て会議で概要が 説明され、9月には小中学校の校長会で説明があったというふうに資料には載っております。それで、一 番私がびっくりしたのは、小中学生の最高学年の児童生徒の皆さんにもアンケート募集をしていた。やっ ぱり新潟市はすごいなと思ったのですが、それで10月に条例検討会で修正をした。最後に議員の中の検討 会で話をまとめて、10月から11月までパブリックコメント、そして12月に議会に上程をしたという、非常 に丁寧な、議員ですから、それぞれの皆さん方の意見を募ろうということで対応されたのだと思いますが、 そこまで丁寧な取扱いがあって、市民対話が進んでいるなというふうに考えました。

条例の内容に入りますが、佐渡市の条例については前文、目的、定義、基本理念、責務、推進、委任と 7つの項目から成り立っております。そして、条例施行規則、先ほど委員長はその審査はしませんでした ということで、ちょっと残念だったのですが、そこでは要するに責務も保護者、あるいは事業所、市民と示してありますが、市の責務が非常に多い規則になっています。ですから、全体でやろうというのではなくて、どちらかというと市はこうしましょうというふうな条例になってはいないのかなというふうに私は考えました。

それから、ほかの自治体と比較するのは適当でないかもしれませんが、新潟市の場合は前文においてやはり新潟市民として育っていく、あるいは新潟市民の一人として成長を願う、親や地域やそういう人たちの気持ちのようなものが表現されていました。そんなところもやはりお手本とするべきところではなかったのか。

それから、子供の権利の保障に向けての子ども権利推進委員会の設置とか、あるいは国連で採択された子どもの権利条約というようなことにも触れて、子供たちの権利をしっかり守ろうというふうなコメントもありました。その辺りもやはり参考にするべきところなのかなというふうに思っております。

先ほど同僚議員から保護者の責務をそんなに求めるのは大変だという話がありましたが、まず新潟市の 条例にも保護者の責務はきちんと記載があります。上越市にもあります。保護者は、やはり子育ての一番 中心といいますか、担当される方ですから、条例の中にそのことを記載するのは、私は当然なのだろうな というふうに思っております。

少々厳しい指摘になってしまいましたが、ただいま上程されている佐渡市子どもが元気な佐渡が島(たからじま)条例は、これから様々な検討や研究、協議を行い、付加、修正ができるものと私は考えております。条例を策定しようとした最初の真剣な思いに立ち返ってさらなる努力を重ね、この条例が市民各位から理解が得られ、佐渡市の子育ての真のバイブルとなるように願いつつ、まずはこの条例を可決することを議員各位にお願いして賛成の討論といたします。

○議長(佐藤 孝君) 以上で金田淳一君の賛成討論は終わりました。

次に、中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番(中川直美君) ただいま議題となっている条例についての反対討論を行います。

まず、同僚議員から、安心しなさいと、何を言っても通りますからというふうに言えと言われたので、言っておきますが、私はそういう議会ではだめだろうと実は思っています。第1点目に指摘をしたいのは、パブリックコメントを行っていないということがいろいろ議論になっていますが、市のホームページにはこのように書かれています。市が基本的な計画や条例などを策定する際に素案の段階でと書かれております。しかも、この間の答弁によりますと、法定の事業計画であります、佐渡市子ども・子育て支援事業計画の上になるものだということですから、言うまでもありません。極めて最高位の条例となるわけでございます。その点から見て、パブリックコメントを省いたというのは極めて私はおかしいと思います。私の一般質問で、総務課長の答弁では、平成16年にできた行政手続条例に基づく関係でと言いましたが、あれから時代は流れており、今市民の声を反映する、先ほど言いましたが、会津若松市は議会でさえ市民とどう向き合うか、このことが鋭く問われているのが今の時代でございます。これが1点目。

2点目です。先ほど言いましたが、佐藤議長の下でこの間議会改革をやってまいりました。会津若松市

の議長からもいろいろ教授を受けました。それで、決算審査特別委員会では執行部にしっかり生かしてほしいということで、このように意見をつけてあります。市民説明会、つまり市民の声を聞くことについてです。合併特例債に関わる係る庁舎建設事業についての市民説明会では混乱が見られた。今後の実施については、先進事例の研究を行い、市民参加条例やまちづくり条例などの制定を検討すること。より一層の市民参加型の佐渡市運営に向けて、さらなる努力をされたい。と厳しく意見を実はつけているのです、こういう問題も含めて。議会内部で私は言いました。これは意見つけても駄目だ、執行部はやらないからと。なぜやらないかといったら、議会がこういう厳しい意見をつけておいても、ずぶずぶと通してしまうからだということを強く指摘をしておきたい。

次に行きます。先ほど委員長報告にもありましたが、副市長が来て謝ったというのだったら、そのことは市民厚生常任委員会として今回は極めて重大であると、次回こんなことをやったら二度と通さないぐらいな意見をつけるべきだったというのが私の感想です。

3点目。先ほど新潟市の子ども条例のことが大分話題になっていますが、今ジェンダー平等とかいって、本当にこの子育ての在り方が多様化をしているという状況の中ですから、私は簡単にいくものではない、やっぱり多くの意見を聞いてやるべきだというスタンスを取っております。新潟市は、パブリックコメントのような御紹介もありましたが、逐条解説が載っています。規則、審査していないと、そこが大事なのです。こういう理念条例というものは、これは一体何を言わんとしているか。恐らくここにいる課長を誰かつかまえて、この条例のこれ何だと聞いたら答えられないと思います。それは、なぜかといったらきちんとした解説がないから答えられない。それを審査していないって私は問題外だというふうに思いますから、本来なら少なくとも規則を、時間がないのならば継続審査をしてしっかり煮詰める、こういうことなしに曖昧な条例を通すと、後で変なふうに使われるということを指摘をしておきたいというふうに思います。

これで最後にしますが、先ほど条例の類型について様々ありました。私も一般質問で言いましたが、市民参加型条例にするのか、理念型、協働型条例にするのかによって、またつくり方や中身も変わっていく。これは、市民と共に子育て、子供が育ちやすい島をつくっていこうというものですから、市民と協働し、参加をしていく、行政と一緒になってやっていくという中身だからこそ、やっぱり丁寧にやるべきだったということを強く指摘をしておきたいと思います。

最後に、前市政の2017年12月議会では、合併特例債の活用の方法、期限がないので、住民合意もできていないから議会で決めてくれといって案件を出したものが否決をされました。修正案だったか。2019年9月には、学校給食の調理業務の民間委託が保護者説明も終わっていないのに出されて、これは全会一致で否決という新潟県内でも例のないようなことが起こりましたが、まさに問題があったら議会がしっかりチェックする、このことなしに佐渡市の未来はない。執行部だって間違うことはあります。議会だって間違うことはあります。間違ったらしっかり反省する、このことなしに進歩はないということを強く述べて反対の討論といたします。

○議長(佐藤 孝君) 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

以上で議案第9号についての討論を終結いたします。

これより議案第9号 佐渡市子どもが元気な佐渡が島(たからじま)条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[替成者起立]

○議長(佐藤 孝君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに関する討論に入ります。

中村良夫君の反対討論を許します。

中村良夫君。

〔17番 中村良夫君登壇〕

○17番(中村良夫君) 日本共産党市議団の中村良夫です。議案第12号 佐渡市病院事業の設置等に関する 条例改正について、反対討論を行います。

市立相川病院の院長が退職となり、相川病院は佐渡医療圏において慢性期医療を担う必要があるが、代替医師を確保するのは困難であり、医師1名の52床から33床減らして19床の有床診療所にする。有床診療所を運営していくため、医療スタッフは両津病院に集約し、相川診療所をサポートする。相川病院を診療所にする議案であります。皆さん御案内のように、市立相川病院は世界遺産となる正面玄関に位置しています。国の責任で、医師派遣制度で佐渡へ医師を派遣していただき、市立相川病院として医療体制を維持すべきです。したがって、この議案には反対をします。良識ある議員諸氏の賛同をお願いし、私の反対討論を終わります。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(佐藤 孝君) 以上で中村良夫君の反対討論は終わりました。

以上で議案第12号についての討論を終結いたします。

これより議案第12号 佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤 孝君) 起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号 老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める請願についてに関する討論に入ります。 中村良夫君の賛成討論を許します。

中村良夫君。

〔17番 中村良夫君登壇〕

○17番(中村良夫君) 日本共産党市議団の中村良夫です。請願第1号。請願者は、全国組織である全日本

年金者組合新潟県本部、そして佐渡支部からの請願です。老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める意見書の提出の請願について政府に届けるもので、そのためには議員の皆さんにぜひとも賛成していただきたいものです。賛成討論を行います。テレビを御覧になっている市民の皆さんも御一緒に聞いてください。

さて、年金はこの4月から0.4%の減額になります。減額は2年連続です。実際には6月に支給される 4、5月分からということになります。御案内のように、年金は2か月に1回、15日に支給されます。皆 さんは、15日を楽しみにしていますが、基礎年金満額の場合、これまで月額6万5,075円だったのが6万 4,816円に、月259円の減額です。夫が厚生年金を受給している標準的な夫婦世帯だと22万496円から21万 9,593円に、月903円の減額です。年間では1万円以上減ることになります。そして、さらにこの10年間を 見ますと実質6.6%引き下げられました。皆さん、ここまでどうですか。これは事実なのです。年金支給 額の引下げの影響は、皆さんの生活にどのようになっているでしょうか。皆さん、新型コロナウイルス、 オミクロン株による高齢者や障害者の生活の疲弊にさらに追い打ちをかけ、生活必需品の高騰、3月に入 ってからも次々と値上げが発表され、食パン、うどんなど小麦粉製品への影響、ガソリン170円台、ロシ アのウクライナ侵略であらゆる値上げのおそれなど相まって年金受給者の暮らしに深刻な影響を与えてい ます。この請願は、年金の改善を求めています。政府は、基礎年金改善のために厚生年金被保険者を増や し、マクロ経済スライド調整率の算定の基礎となる被保険者変動率を改善することは、政府が既に年次を 定めて計画的に実施しています。厚生労働省は、基礎年金改善の検討を始めていますので、このことを後 押しする請願であります。皆さん、今回市民厚生常任委員会から財源はどうするのですかと質疑がありま した。国には200兆円という積立金がありますので、財源としてそれを取り崩します。そのことをやって いないのは残念ながら日本だけです。

また、委員会では消費税10%の社会保障があるよと、それを年金改善に充てるという、このような賛成 討論がありました。私は、そのとおりだと思います。消費税が社会保障にきちんと使われていれば、皆さん、10月から75歳以上の後期高齢者医療費を1割から2割負担にする必要はありません。また、この請願 は若い人へのしわ寄せがあるのではないかという不安点が指摘されました。そもそも国民皆年金制度といって20歳から学生も含めて全ての国民が加入の義務があり、言葉は悪いですけれども、強制徴収ではありませんか。現在の年金は、年齢を重ねるごとに目減りして減らされて、若い世代ほど支給されるときは低 水準で推移する格差もある見通しと言われています。このように、若い世代にしわ寄せということは当て はまりません。財源についての心配、若い世代についての不安など理解していただきたいと思います。最近メディア、テレビなどで政府与党の年金生活者給付金、1人5,000円程度を検討していると報じていますが、新聞では謎の選挙対策だとする指摘もあります。5,000円で年金生活者をごまかすのもいいかげんにしてくださいと、年金受給者はこう言っています。皆さん、私はずばり言いますと、政府が決断すべき新年度の年金額削減そのものを中止して減らない年金への改革に踏み出すことです。この請願は、基礎年金を改善し、若い世代から高齢者まで老後を安心して暮らせるようにしていただく請願です。議員の皆さんからは、ぜひとも請願趣旨に御理解いただき、御賛同をお願い申し上げて賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤 孝君) 以上で中村良夫君の賛成討論は終わりました。 以上で請願第1号についての討論を終結いたします。 これより請願第1号 老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める請願についての採決を行います。 本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤 孝君) 起立少数であります。

よって、本案は不採択となりました。

ただいま議決いたしました議案第8号、議案第9号、議案第12号、請願第1号を除く市民厚生常任委員 会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤 孝君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、駒形信雄君。

〔產業建設常任委員長 駒形信雄君登壇〕

○産業建設常任委員長(駒形信雄君) 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に 基づき報告します。

議案第13号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新穂地区の市営住宅統 廃合により、統合される住宅の廃止等、所要の改正を行うため、佐渡市営住宅条例の一部を改正するもの であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第30号 令和4年度佐渡市小水力発電特別会計予算について。本案は、令和4年度佐渡市小水力発電特別会計予算について、歳入歳出予算の総額を3,500万円とするものであります。主な内容は、市が管理する土地改良施設の維持管理費等に充当するとともに、今後想定される小水力発電施設の修繕及び更新に関わる積立金並びに維持管理経費を計上し、その財源を売電料収入により賄うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第38号 令和4年度佐渡市水道事業会計予算について。本案は、令和4年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収支では収入及び支出の予定額を26億3,439万円とするものであります。また、資本的収支では収入の予定額を14億8,864万円、支出の予定額を22億8,792万3,000円とするものであります。主な内容は、有収率の向上及び安心、安全で安定的な水道水の供給を図るために、老朽管の更新や配水管等布設替え、施設増改良に伴う事業費並びに施設の維持管理費等を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第39号 令和4年度佐渡市下水道事業会計予算について。本案は、令和4年度佐渡市下水道事業会計予算について、収益的収支では収入の予定額を32億3,939万4,000円、支出の予定額を32億2,637万4,000円

とするものであります。また、資本的収支では収入の予定額を16億3,241万円、支出の予定額を22億9,646万8,000円とするものであります。主な内容は、公共水域の保全と浸水対策を図るために汚水及び雨水の管渠工事や処理施設に係る工事費並びに施設の維持管理費等を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

令和3年陳情第8号 コロナ禍での米価下落対策と生活困窮者への食料支援策を講じ、食料自給率の向上を求める意見書の提出についての陳情。本陳情は、家族農業経営が減少し、後継者、担い手不足、耕作放棄地の増加に歯止めがかからず、日本の食料自給率も主要国の中で最低水準に低下していること、また新型コロナウイルス感染症の影響等による過剰在庫から2021年産米の価格が下落し、生産農家の暮らしとなりわいを失いかねない事態となっていることから、コロナ禍での食料、農業政策を講じ、家族農業を守り、食料自給率の向上を求める意見書を関係機関に対し、提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成多数で採択すべきものとして決定しました。

陳情第1号 最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書の提出についての陳情。本陳情は、2021年度の最低賃金額の地域間格差が最大221円あり、地方では人口減少と高齢化等により地域経済の衰退が加速している。地域経済の回復のためには、地域別最低賃金の大幅引き上げ、地域間格差を是正する全国一律制度の実現、中小企業への支援策の強化が求められることから、最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書を関係機関に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成多数で採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長(佐藤 孝君) 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより令和3年陳情第8号 コロナ禍での米価下落対策と生活困窮者への食料支援策を講じ、食料自給率の向上を求める意見書の提出についての陳情に関する討論に入ります。

佐藤定君の賛成討論を許します。

佐藤定君。

[4番 佐藤 定君登壇]

響は大きく、このままでは経営が続けられない状態です。

○4番(佐藤 定君) 無会派の佐藤定です。令和3年陳情第8号 コロナ禍での米価下落対策と生活困窮者への食料支援策を講じ、食料自給率の向上を求める意見書の提出についての陳情の賛成討論を行います。新型コロナウイルス感染症の拡大は外食需要に大きな影響を与え、米の消費が減少しています。米のマンスリーレポートによれば、令和4年1月末の民間在庫は対前年対比プラス5万トンの326万トンで、依然として過剰基調です。農林水産省は、今後の需給見通しとして令和4年度産米で21万トン、33.9万へクタールの減産ができなければ、需給緩和によるさらなる米価下落の可能性を指摘しています。また、令和3年産米の令和4年1月の米の相対取引価格は、全銘柄平均で前月差マイナス89円の60キロ当たり1万2、884円となり、出回りから令和3年産米の平均価格は前年産マイナス1、572円の60キロ当たり1万2、957円で、米価の下落は依然続いています。JA佐渡のコシヒカリ仮渡金は、前年より60キロ当たりマイナス900円の1万3、100円と、生産費を賄えない状態であります。コスト低減を目指してきた大規模農家ほどこの影

一方、コロナ禍で生活が苦しくなった人も増えており、米を生活困窮者の支援に充てるべきだとの意見

も多く、国産米の需要拡大に向けた対策に生活困窮者支援の視点が大事です。農林水産省は、子ども食堂への備蓄米支援は食育の一環だとして無償提供していますが、一律120キロと少量であり、拡大が必要です。また、生活困窮者への食料支援は福祉政策で厚生労働省の仕事だという姿勢では困ります。全国農協中央会の試算では、経済的な理由で食事が2回しか取れない被保護者は昨年1月で61万人、さらにその人たちが1日1回米食を増やすと年1.5万トンの消費増につながります。さらに、子ども食堂の施設数は4,960か所で、利用者では219万人と推定され、米飯提供の支援を行えば週1回1杯の提供で年7,000トンの消費増につながると試算されております。コロナ禍で浮き彫りになった国内の貧困を食で支援する仕組みにより、先進国最低の食料自給率を引き上げ、国民の食糧供給安定を図る観点から、コロナ禍での米価下落対策と生活困窮者への食料支援策を講じ、食料自給率の向上を求める意見書提出に賛同をお願いし、私の替成討論を終わります。

○議長(佐藤 孝君) 以上で佐藤定君の賛成討論は終わりました。

以上で令和3年陳情第8号についての討論を終結いたします。

これより令和3年陳情第8号 コロナ禍での米価下落対策と生活困窮者への食料支援策を講じ、食料自給率の向上を求める意見書の提出についての陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤 孝君) 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり採択されました。

次に、陳情第1号 最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書の提出についての陳情についての 採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤 孝君) 起立少数であります。

よって、本案は不採択となりました。

ただいま議決いたしました令和3年陳情第8号、陳情第1号を除く産業建設常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤 孝君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議会改革等特別委員会の最終報告

○議長(佐藤 孝君) 日程第3、議会改革等特別委員会の報告を行います。

議会改革等特別委員会に付託した事件について、特別委員長の報告を求めます。

議会改革等特別委員長、坂下善英君。

〔議会改革等特別委員長 坂下善英君登壇〕

○議会改革等特別委員長(坂下善英君) 議会改革等特別委員会報告。

本委員会に付託された事項について、会議規則第109条の規定により、次のとおり最終報告とする。

- 1、本委員会への付託事項。議会基本条例制定に関すること。
- 2、委員会の構成と開催状況。別紙1のとおり。
- 3、審査の概要と結果。付託の議会基本条例制定に向けて、その進め方や協議したい事項等意見を出し合う中で佐渡市議会が直面する諸課題を解決し、改革を進めることが議会基本条例制定においては必要であると判断し、協議を進めることになった。
- (1)、決算審査に関すること。喫緊の課題として、例年11月頃に取りかかる決算審査について、審査時期や審査日数を見直し、次年度の予算編成に反映できるよう決算審査の手法を見直しした。議長、議会選出監査委員を除く19名の議員を委員とし、従来の特別委員会を3つの分科会に分けて行うことにより審査日数を短縮し、効率的な審査を目的に実施するような体制に見直しした。
- (2)、代表質問、一般質問の在り方について。佐渡市議会では会派制をしいているものの、代表質問に臨む会派は7会派中2会派しか代表質問を実施しない現状があることから、代表質問の意義が薄れていた。また、一般質問の内容の充実や質問時間等の課題を解決するため、協議をした。協議の結果、代表質問は一般質問との重複を認め、再々質問まで拡張することで充実した代表質問となるよう委員間で意見を一致させた。なお、一般質問については委員の意見一致が図れなかったため、現状維持とした。
- (3)、新年度予算審査の在り方について。決算審査の手法の見直しにより、新年度予算審査についても現状より充実した審査となるよう議論した。現状の手法で問題はないとする会派がある一方で、見直し案として2案に意見が分かれた。1つは、現状の常任委員会審査ではあるが、本会議で上程後に総括質疑を行う手法と、2つは決算審査と同じ手法を用いた特別委員会を設置、本会議上程後に総括質疑を行い、3分科会で審査する手法であった。
 - (4)、佐渡市議会基本条例(案)について。別紙2のとおり。

結果として上記の(1)、決算審査に関すること、(2)、代表質問、一般質問の在り方について、(3)、新年度予算審査の在り方については、議会改革等特別委員会で意見調整をし、各派代表者会議に報告して最終調整を諮る手順で議会改革を進めたが、各派代表者会議で委員会の調整案が覆るなど、その見直しは難航を極める格好となった。今後は、議員の任期があと2年であり、議会人事もこの4月をもって刷新されることから、新たな特別委員会を組織し、議会基本条例の制定に向けて取り組んでもらいたい。

以上をもって議会改革等特別委員会の最終報告とする。

○議長(佐藤 孝君) 以上で議会改革等特別委員会の報告は終わりました。

お諮りいたします。議会改革等特別委員会は本日をもって廃止することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤 孝君) 異議なしと認めます。

よって、議会改革等特別委員会は本日をもって廃止とすることに決定しました。

日程第4 発議案第2号

○議長(佐藤 孝君) 日程第4、発議案第2号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

稲辺茂樹君。

〔11番 稲辺茂樹君登壇〕

○11番(稲辺茂樹君)

発議案第2号

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和4年3月18日

佐渡市議会議長 佐 藤 孝 様

提出者 佐渡市議会議員 稲 辺 茂 樹 賛成者 " 山 本 卓 " 中 川 健 二 " 山 田 伸 之 " 駒 形 信 雄

中川直美

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐渡市議会委員会条例(平成16年佐渡市条例第328号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、議長は、常任委員を辞退することができるものとする。

第2条第2項の表所管の欄を次のように改める。

所管

議会事務局、総務部、企画財政部、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び消防本部の所管に属する事項並びに一般会計予算に関する事項及び他の常任委員会の所管に属さない事項

市民生活部、社会福祉部、両津病院及び相川診療所の所管に属する事項

地域振興部、農林水産部、観光振興部、建設部、上下水道課及び農業委員会の所管に属する事項

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の佐渡市議会委員会条例(以下「旧条例」という。) の規定による常任委員会の委員長、副委員長及び委員であるものは、それぞれこの条例による改正後の 佐渡市議会委員会条例(以下「新条例」という。)の規定による常任委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は旧条例による常任委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による常任委員会において審査又は調査中の事件は、新条例の 規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に、それぞれ付託されたものとみなす。

本案は、議長が常任委員会を辞任することができる規定を設けるほか、本年4月1日から部制への組織 改編に伴い、常任委員会の所管並びに相川病院を相川診療所に改めるものであります。

議員各位の御賛同をお願いします。

○議長(佐藤 孝君) ただいま議題となっております発議案第2号については、佐渡市議会会議規則第37条 第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤 孝君) 異議なしと認めます。

よって、発議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第2号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤 孝君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議案第3号

○議長(佐藤 孝君) 日程第5、発議案第3号 老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める意見書の提出に ついてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番(中川直美君)

発議案第3号

老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和4年3月18日

佐渡市議会議長 佐 藤 孝 様

老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める意見書

老齢基礎年金及び障害基礎年金の支給額は、高齢者や障害者の生活を保障されるものでなければならない。これまでも年金保険料の納付要件の見直し等によって年金受給要件を確保しているが、生活を保障するには不十分である。

厚生労働省は、年金支給額について、2013年10月から2015年4月までに3.4%を減額した。その後も削減は続けられ、2020年度では物価上昇率の伸びよりも0.3%低い改定となった。さらに、2021年度は、賃金上昇率がマイナス0.1%となったため、年金も前年度比0.1%削減された。政府は、少子化と平均余命の延びを理由に、この先30年にわたってマクロ経済スライドの調整率により基礎年金を30%も減額する計画であると伝えられている。

消費税増税、国民健康保険など医療関係の保険料及び介護保険料の負担増、コロナ禍での不況も相まって、年金の削減は年金生活者にとってトリプルパンチとなっている。年金のほとんどは消費に回るため、年金の減額は高齢者の購買意欲を低下させ、食生活さえ切り詰めなければならない状態をもたらし、地域経済と地方財政に大きな影響を与えている。さらに、毎年の年金の減額改定により生活保護世帯へ移行する高齢者も増えており、なお地方財政を圧迫する結果が生まれ、悪循環となっている。

このような危機的な状況の中、高齢者が安心して暮らしていけるようにすることはもちろんのこと、若者にとっても老後を心配することがないような年金の支給額にすることが必要である。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

記

老齢基礎年金等の支給額を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

委員会で採択をされたのですが、それを発議しないというローカルルールになっているもので、まさか本会議で否決されるとは思わなかったので、用意をしてしまいました。子育て条例が通るのに、何で今度年金を上げるのが通らないのだと、ちょっと悩んでみましたが、今この深刻な状況の中で、先ほど請願のときに説明がありましたが、年金もしっかり支えていく、こういったことこそ必要だ。残念ながら否決になったので、ちょっと首かしげているのですが、子育て条例のように賛成していただければということで強くお願いしたいと思います。

○議長(佐藤 孝君) ただいま議題となっております発議案第3号については、佐渡市議会会議規則第37条 第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤 孝君) 異議なしと認めます。

よって、発議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第3号 老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(佐藤 孝君) 可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。 本案については、議長は否決と裁決いたします。

日程第6 発議案第4号

○議長(佐藤 孝君) 日程第6、発議案第4号 コロナ禍での米価下落対策と生活困窮者への食料支援策 を講じ、食料自給率の向上を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番(中川直美君)

発議案第4号

コロナ禍での米価下落対策と生活困窮者への食料支援策を講じ、食料自給率 の向上を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和4年3月18日

佐渡市議会議長 佐 藤 孝 様

提出者 佐渡市議会議員 中 川 直 美 賛成者 "中村良夫

コロナ禍での米価下落対策と生活困窮者への食料支援策を講じ、食料自給率

の向上を求める意見書

日本の食料自給率は、37.17% (2020年度カロリーベース・2021年8月25日農林水産省公表数値) にまで低下し、主要国の中でも最低水準である。

とりわけ主食である米については、ライフスタイルの変化により年々減少傾向にあった消費量が、コロナ禍でさらに落ち込み、過剰感による米価下落への懸念から2021年産米は、生産量を大幅に抑制した。

しかし、こうした努力をしても、コメ市場の過剰感は解消できず、前年度を下回る米価との報道がされた。このことは、いまのコロナ禍の事態にあって、生産者と系統農協だけの努力では、米価を維持し、支えることはできないことを示している。

さらに、県や国が何ら手立てや対策を講じなければ、今後、新潟県の農業、米生産に重大な影響を及ぼすことになりかねない。そして、国民の主食は「米」である。それを守るには安定的に、かつ持続可能な生産が必要である。

一方で、コロナ禍によって「コメさえ食べられない困窮世帯が増えている実態」も生活支援活動を通じて明らかになり、その方たちへの支援策が急がれるとともに基本となる「誰もが安全な食料を安心して得られる社会の実現」と、その基盤となる「食料自給率の向上」が国民全体の要求となっている。

コロナ禍で失われた需要は農家にも流通業者にも責任はなく、それをきっかけとした離農は発生させて はならない。こうした状況を打開し、回避させるために、家族農業を含む地域農業の発展を基にした農業 と食料施策がより重要である。

いま世界では、貧困、格差、飢餓を解消するために、また、持続可能な社会の実現に向けた農業の在り方、小規模・家族農業の果たしている役割が見直されている。国際連合が決議し、2019年からスタートした「家族農業の10年」は、まさに、目先の「経済効率」を優先するのではなく、持続可能な社会の実現を目指すために掲げられたものである。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 新型コロナウイルスの影響で生じた米過剰在庫について、備蓄米買入枠の拡大等で市場隔離を行うこと。また、コロナ禍における生活困窮者や学生、子ども食堂、フードバンクへの国産米提供等による支援の拡充を図ること。
- 2 食の安全・安心、安定供給のため、国際連合が推進する「家族農業の10年」を成功させる農政を確立し、食料自給率の向上を目指すこと。
- 3 学校給食に地元産の安全な米を提供するとともに、給食の無償化を実施すること。
- 4 農業者戸別所得補償制度を復活すること。
- 5 輸入農畜産物について、残留農薬検査を徹底し、農薬の残留基準を超過する農畜産物が市揚や加工食 品等に流通しないよう対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

これも先ほど請願のときにありました。これは、佐渡市議会ではまだルールがあまりできていないものですから、あえて出しております。先ほども委員会では採択でしたが、ぜひ採択をしていただきたいと思います。さきの12月議会に同じものが出されておりました。別にうそを言うわけでありませんが、私のところに、何でこんなものを反対するのだと、コロナで云々というのにという電話がありましたが、私は反対した人に聞いてくれと言って何も言っておりませんので、その辺はよろしくお願いをしたいと思いますが、こういったコロナ禍のときですから、ぜひ先ほどの子育て条例のように通していただきたいということを切にお願いをします。よろしくお願いします。

○議長(佐藤 孝君) ただいま議題となっております発議案第4号については、佐渡市議会会議規則第37条 第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤 孝君) 異議なしと認めます。

よって、発議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第4号 コロナ禍での米価下落対策と生活困窮者への食料支援策を講じ、食料自給率の向上を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤 孝君) 可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。 本案については、議長は現状維持の基本がありますので、否決と裁決いたします。

日程第7 発議案第5号

○議長(佐藤 孝君) 日程第7、発議案第5号 最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書の提出 についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤定君。

〔4番 佐藤 定君登壇〕

○4番(佐藤 定君)

発議案第5号

最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和4年3月18日

佐渡市議会議長 佐 藤 孝 様

提出者 佐渡市議会議員 佐 藤 定 賛成者 "中川健二

最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書

2021年度の最低賃金について中央最低賃金審議会は、全国一律で28円の引上げとする目安を厚生労働大臣に答申した。それを受けて各地方審議会でも審議が進められ、7つの県で目安を上回る引上げが行われた。新潟地方審議会でも審議され、新潟労働局長へ答申された後、本県の最低賃金額は859円に決定された(効力発行日2021年10月1日)。最高額の東京都と最低額の県とでは前年と同じ221円もの格差があり、容認できるものではない。

政府の経済財政諮問会議でも、東京一極集中の是正や地方の最低賃金の底上げを通じた地域経済の回復が提言されているとおり、最低賃金の地域間格差是正は喫緊の課題である。

全国労働組合総連合が行った「最低生計費試算調査結果」では、「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円(時給1,500円)以上必要であることを明らかにしている。

コロナ禍で明らかになったように、新潟県でも人口減少と高齢化の進行と相まって地域経済の衰退が加速している。地域経済を回復させる手段として、個人消費の拡大につながる最低賃金の引き上げと格差是 正が求められる。そして、そのための中小企業支援も欠かせない。

2021年7月現在で、新潟県をはじめ島根県、富山県、岩手県、京都府などの議会で最低賃金の引上げと中小企業支援のための意見書が採択され、北九州市議会では、全国一律最低賃金制度の段階的な実現を求

める意見書が採択された。

地域経済の回復を実現するためには、①地域別最低賃金の大幅引き上げ、②地域間格差を是正する全国 一律制度の実現、③中小企業への支援策の強化が求められる。

よって、国及び関係機関においては、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく「全国 一律最低賃金制度」を実現すること。
- 2 最低賃金の引上げを円滑にするため、中小企業・小規模事業者への特別補助を行うとともに、原材料費と人件費が価格に反映される仕組みを総合的に整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長(佐藤 孝君) ただいま議題となっております発議案第5号については、佐渡市議会会議規則第37条 第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤 孝君) 異議なしと認めます。

よって、発議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第5号 最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤 孝君) 可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。 本案について、議長は否決と裁決いたします。

日程第8 議案第40号

○議長(佐藤 孝君) 日程第8、議案第40号 佐渡市二宮財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長(渡辺竜五君) それでは、議案第40号 佐渡市二宮財産区管理委員の選任について。

本案は、佐渡市二宮財産区管理委員のうち、第7区、本間敏雄氏が退任されたため、後任として髙橋敏 一氏を選任することについて、議会の同意を求めるものです。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(佐藤 孝君) ただいま議題となっております議案第40号については、会議規則第37条第3項の規

定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤 孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第40号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第40号 佐渡市二宮財産区管理委員の選任についての採決を行います。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤 孝君) 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

日程第9 議案第41号

○議長(佐藤 孝君) 日程第9、議案第41号 佐渡市真野財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長(渡辺竜五君) 議案第41号 佐渡市真野財産区管理委員の選任について。

本案は、佐渡市真野財産区管理委員のうち、第1区、安藤正則氏が退任されたため、後任として後藤徹 氏を選任することについて、議会の同意を求めるものです。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(佐藤 孝君) ただいま議題となっております議案第41号については、会議規則第37条第3項の規 定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤 孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第41号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第41号 佐渡市真野財産区管理委員の選任についての採決を行います。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤 孝君) 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

日程第10 議案第42号

○議長(佐藤 孝君) 日程第10、議案第42号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題 といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長(渡辺竜五君) 議案第42号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本案は、佐渡市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和4年5月7日をもって満了となりますが、引き続き西村泰弘氏を選任することについて、議会の同意を求めるものです。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(佐藤 孝君) ただいま議題となっております議案第42号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤 孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第42号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第42号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤 孝君) 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

日程第11 議案第43号

○議長(佐藤 孝君) 日程第11、議案第43号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題 といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長(渡辺竜五君) 議案第43号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本案は、佐渡市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和4年5月7日をもって満了となるため、長澤 栄吉氏を選任することについて、議会の同意を求めるものです。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(佐藤 孝君) ただいま議題となっております議案第43号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤 孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第43号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第43号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤 孝君) 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

日程第12 議案第44号

○議長(佐藤 孝君) 日程第12、議案第44号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題 といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長(渡辺竜五君) 議案第44号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本案は、佐渡市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和4年5月7日をもって満了となるため、大屋 広幸氏を選任することについて、議会の同意を求めるものです。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(佐藤 孝君) ただいま議題となっております議案第44号については、会議規則第37条第3項の規 定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤 孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第44号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第44号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤 孝君) 起立多数であります。

よって、本案は同意されました。

日程第13 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長(佐藤 孝君) 日程第13、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申出があります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤 孝君) 静粛に。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤 孝君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長(佐藤 孝君) これで本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長(渡辺竜五君) 令和4年第2回市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず、冒頭でウクライナ情勢につきまして、今すぐにでも停戦するようロシアに対して強く抗議を申し上げていきたいというふうに思っております。また、一刻も早く安全、安心な暮らしが戻るように願っております。佐渡市としては、ウクライナ市民への人道支援義援金の募金について呼びかけをさせていただいております。多くの事業者や団体の皆様から御賛同いただき、募金箱を設置していただいております。大変ありがとうございます。引き続き人道的支援の活動を続けてまいります。

また、3月16日に福島県沖で発生した地震につきましては、多くの方が負傷され、お亡くなりになった 方もおられます。御冥福をお祈りするとともに、ライフラインをはじめとした被災地の一日も早い復旧を 願うものでございます。

さて、3月1日の開会から本日までの長期間にわたり御審議を賜りましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。本定例会冒頭におきまして、令和4年度の市政運営に関して私の所信の一端として施政方針を述べさせていただき、議員各位並びに市民の皆様に御理解と御協力をお願いしたところでございます。

また、令和4年度は「佐渡島の金山」が2月1日にユネスコ世界遺産に推薦された後、令和5年の本登録を目指す新たなスタートとなります。当初予算には、目指せ!世界遺産登録!!「佐渡島の金山」関連事業と位置づけまして、世界遺産登録を後押しする事業がありますが、今後さらに国、県と連携し、情報の発信等の強化を進めながら取組を新たに強化してまいりたいと考えておるところでございます。

本議会でお認めいただいた新年度予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の動向を引き続き注視しつつ、政策として掲げた6つの柱を基本とし、SDGs未来都市に挑戦するリスタート元年と位置づけ、省エネルギー化、自然エネルギーの活用など、低炭素社会に向けて取り組み、持続可能な日本の自立分散型社会の先進モデル地域の第一歩を踏み出してまいりたいと考えております。そのための組織として課制から部制への移行や外部人材の登用と併せてスピード感を持って課題解決に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス対策につきましては、まん延防止等重点措置の全面解除が21日となる正式決定を政府はしたところでございます。しかしながら、全国、県内においてもいまだに感染の終息が見えない状況でございます。今後も新潟県をはじめ関係機関と緊密に連携し、感染拡大防止対策を実施するとともに、産業振興や雇用促進といった経済対策に同時に取り組んでまいります。

また、新しい年度を迎えるに当たり、人の移動も増えると同時に感染拡大のリスクも高まると考えております。市民の皆様方におかれましては、より一層「新しい生活様式」の励行、マスクの着用、換気といった基礎的な感染予防の徹底に御協力をお願い申し上げます。

本定例会において市民の皆様、そして議会への説明責任は御指摘があったというふうに考えておるところでございます。市民の意見をしっかりと市政に反映する、また議会へときちんと説明責任を果たす、これにつきましては今回の事業の検証等をしっかりとしながら、適切に行えるようにまた再度努力をしてまいります。

結びになりますが、いよいよ4月という旅立ちの季節を迎えます。新しい出会いが市民の皆様の、また 議員の皆様、そして佐渡市にとって新たな飛躍になること、そして皆様方のますますの御活躍と御健康を 御祈念申し上げ、今定例会の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。 ○議長(佐藤 孝君) 以上で会議を閉じます。

令和4年第2回(3月)佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議			長	佐	藤		孝
署	名	議	員	中	ЛП	直	美
署	名	議	昌	坂	下	盖	基